

令和2年4月6日

保護者の皆様

新潟明訓中学校・高等学校
校長 中山 道夫

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る生徒の登校等について

陽春の候、保護者の皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本校では、文部科学省のガイドラインに沿いながら4月6日より教育活動を再開したところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止については引き続き十分に留意する必要があります。

については、同感染症拡大防止の観点から、本校では生徒の登校等について以下のとおりに対応しますので、状況をご賢察のうえ、ご理解とご協力を賜るようお願いいたします。

記

- 1 毎日、前日夜と朝の体温を計り、学校から配付された体温記録票に記入し、保護者が登校可能であることを確認の上、押印してください。生徒はこの体温記録票を持って登校し、SHR前に学級担任に提出してください。
- 2 前夜または登校する日の朝に37.5度以上の熱があった場合は登校を控え、その旨を学校に連絡してください。生徒は公欠扱いです。
- 3 検温を忘れた場合、または保護者の印を忘れた場合は、生徒は教室に入れません。教室に入る前に学級担任または副担任、もしくは学年の教員にその旨を申し出ること。
- 4 のどの痛み、咳、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常に1つでも該当する場合は、体温が37.5度未満であっても登校を控え、その旨を学校に連絡してください。生徒は公欠扱いです。
- 5 学校で37.5度以上の熱が出た場合、またはのどの痛み、咳、だるさ、息苦しさ、味覚・嗅覚の異常に1つでも該当する症状が現れた場合は生徒は早退することとします。学校より早退の連絡を受けた場合は、速やかに保健室までお迎えをお願いします。
- 6 登校から帰宅までの間は必ずマスクを着用してください。マスクの入手が困難な場合は、文部科学省が紹介している以下のサイト等を参考にしてください。

文部科学省 YouTube「MEXT channel」
<https://youtu.be/219-OtHGje8>